

令和3年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

海田町監査委員

海監査第 32 号

令和4年8月25日

海田町長 西 田 祐 三 様

海田町監査委員 永 海 房 雄

同 大高下 光 信

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条第1項の規定により、  
審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定  
の基礎となる事項を記載した書類について、審査をしたので次のとおり意見を提出する。

# 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和3年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期日

令和4年8月19日

## 第3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

## 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率で示され、海田町における比率は次のとおりである。

第1表 健全化判断比率

(単位：％，ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	14.05
連結実質赤字比率	—	—	—	19.05
実質公債費比率	5.7	6.4	△0.7	25.0
将来負担比率	—	—	—	350.0

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率は生じていないので、「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

実質赤字額を標準財政規模と比較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質収支額（マイナスの場合のみ）}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計の実質赤字比率は第2表のとおりで、令和3年度の実質収支額は5億1,785万4千円の黒字で、前年度と比較すると3,814万9千円(6.9%)減少している。

令和3年度の実質赤字収支比率は、前年と同様に実質赤字収支額が生じていないため算定されない。

第2表 一般会計の実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
実 質 収 支 額	517,854	556,003	△38,149
標 準 財 政 規 模	6,988,265	6,485,782	502,483
実 質 赤 字 比 率	— (△7.41%)	— (△8.57%)	— (△1.16ポイント)

※ 1 実質赤字比率が生じていない場合は「—」で表示している。

2 ( )内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

すべての会計の赤字、黒字の額を合算し、町全体の収支における資金不足の深刻度を把握するもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{D}$$

令和3年度の連結実質赤字比率は第3表のとおりで、連結実質収支額は12億4,007万円の黒字で、前年度と比較して2,652万5千円(2.1%)減少している。この主な要因は一般会計及び水道事業会計の実質収支額が減少したことによるものである。

令和3年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
一般会計の実質収支額 A	517,854	556,003	△38,149
その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の計 B	722,216	710,592	11,624
国民健康保険特別会計	67,194	56,453	10,741
介護保険特別会計	93,641	70,348	23,293
後期高齢者医療特別会計	972	451	521
公共下水道事業特別会計	2,521	130	2,391
水道事業会計	557,888	583,210	△25,322
合計 (A+B) C	1,240,070	1,266,595	△26,525
標準財政規模 D	6,988,265	6,485,782	502,483
連結実質赤字比率	— (△17.74%)	— (△19.52%)	— (△1.78ポイント)

- ※ 1 「その他の会計の資金不足額又は資金剰余額」について、黒字の場合は資金剰余額を、マイナス「△」の場合は資金不足額を示している。
- 2 実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。
- 3 ( )内の数値は、連結実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表す指標である。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）E} = \frac{A + B - C}{D - C}$$

令和3年度の実質公債費比率は第4表のとおり5.7%で、前年度と比較して0.7ポイント向上している。

その主な要因は、令和元年度以降の実質公債費比率（単年度）は、平成15年度に借入れた新開蟹原線道路改良事業に係る地方債の償還完了等による「地方債の元利償還金」の減少により大きく下がり、償還完了前の数値が高かった平成30年度の実質公債費比率（単年度）が実質公債費比率（3か年平均）の算定から外れたことによるものである。

なお、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

第4表 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	令和3年度 (ア)	令和2年度 (イ)	令和元年度 (ウ)	比較 (ア)－(イ)
地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額) A	967,905	907,117	936,540	60,788
準元利償還金 B	355,728	315,124	315,871	40,604
基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費 C	947,468	915,725	961,631	31,743
標準財政規模 D	6,988,265	6,485,782	6,280,365	502,483
実質公債費比率（単年度）	6.23%	5.50%	5.47%	0.73%
実質公債費比率（3か年平均）	5.7%	6.4%	7.6%	△0.7%

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表す指標である。

この比率が高い場合は、一般財政規模に比べ高いということであり、今後実質公債費比率が高くなり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 } N = \frac{(A \sim H \text{の計}) - (I \sim K \text{の計})}{M - L}$$

令和3年度の将来負担比率は第5表のとおり、将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が前年度に比べ6億7,317万2千円減少している。

この主な要因は、繰上償還等による「一般会計に係る地方債の現在高」の減少及び償還額が借入額を上回ったことによる「一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額」の減少によるものである。

令和3年度の将来負担比率は、充当可能な財源の額が将来負担額を上回ったことから算定されない。

第5表 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
将来負担額 (A～Hの計) ①	13,972,329	14,471,545	△499,216
A 一般会計に係る地方債の現在高	9,383,964	9,578,115	△194,151
B 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
C 一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	3,466,668	3,729,938	△263,270
D 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	437,613	435,597	2,016
E 退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	684,084	727,895	△43,811
F 設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	0	0
G 連結実質赤字額	0	0	0
H 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 (I～Kの計) ②	16,127,191	15,953,235	173,956
I 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	4,203,071	4,008,794	194,277
J 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	0	0
K 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	11,924,120	11,944,441	△20,321
M 標準財政規模 ③	6,988,265	6,485,782	502,483
L 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 ④	947,468	915,725	31,743
① — ②	△2,154,862	△1,481,690	△673,172
③ — ④	6,040,797	5,570,057	470,740
N 将来負担比率	— (△35.6%)	— (△26.6%)	— (△9.0%)

※ ( ) 内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載し、負の値で表示している。

## 2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を、料金収入の規模と比較して、その割合を表したもので、経営状況の深刻度を示すものである。この資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化団体となり、経営の健全化の手続きがとられることになる。

算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額A (流動資産－流動負債－算入地方債)}}{\text{事業の規模B (営業収益の額－受託工事収入の額)}}$$

第6表 資金不足比率

(単位：％，ポイント)

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減	経営健全化基準
法適用 企 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
法非適用 企 業	公共下水道事業 特別会計	—	—	—	20.0

※ 資金不足が生じていない場合は、「—」で表示している。

(1) 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率は第7表のとおり、資金剰余額は5億5,788万8千円で、前年度と比較すると2,532万2千円減少している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第7表 水道事業会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△557,888	△583,210	25,322
ア 流動資産	677,760	679,651	△1,891
イ 流動負債	119,872	96,441	23,431
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	431,227	379,168	52,059
エ 営業収益の額	431,227	379,168	52,059
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△129.37%)	— (△153.81%)	— (24.44ポイント)

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。  
 2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。  
 3 ( )の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載し、負の値で表示している。

(2) 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計の資金不足比率は第8表のとおり、資金剰余額は252万円  
で、前年度と比較すると239万円増加している。資金不足額は発生していないため、  
資金不足比率は算定されない。

第8表 公共下水道事業特別会計の資金不足比率

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
資金不足額 (△資金剰余額) A	△2,520	△130	△2,390
ア 歳入額	1,201,571	1,076,640	124,931
イ 歳出額	1,199,051	1,076,510	122,541
ウ 算入地方債	0	0	0
事業の規模 B	607,399	605,023	2,376
エ 営業収益の額	607,399	605,023	2,376
オ 受託工事収入の額	0	0	0
資 金 不 足 比 率	— (△0.41%)	— (△0.02%)	— △0.39ポイント

- ※ 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。  
2 資金不足比率が生じていない場合は、「—」で表示している。  
3 ( )の内の数値は、資金不足が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を  
参考として記載し、負の値で表示している。

### 3 総括意見

#### (1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- イ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。
- ウ 実質公債費比率は5.7%で、前年度より0.7ポイント向上している。
- エ 将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源の額が上回っていることから算定されていない。

#### (2) 資金不足比率

令和3年度決算に基づく資金不足比率は、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計いずれも資金不足額が生じていないため、算定されていない。

以上のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準をいずれも下回っている。